

産前産後の妊産婦等の支援ニーズの実態調査事業

委託業務公募要領

1 事業名

産前産後の妊産婦等の支援ニーズの実態調査事業

2 事業の背景・目的

産前産後の妊産婦等への支援は、主に市町村が実施主体となり事業の整備に取り組んでいるものの、地域ごとに実施状況や内容が異なることや委託先の地域偏在等により利用実績は少ない状況にある。

そこで、当事者視点から徳島県における産前・産後サポート事業や産後ケア事業の現状を把握するとともに、課題の整理や体制整備の充実に向けた検討を行う際の基礎資料を収集する。また、その中で県内に住民票を有する里帰り出産をした妊産婦についても実態を把握することで、新たな課題や支援策を検討する際の一助とすることを目的とする。

については、豊富な経験と高度な専門知識を有する団体から提案された企画等を一定の基準で評価選定する公募型プロポーザルを実施し、その選定結果により委託団体を決定する。

3 事業の内容

本事業の業務を受託した団体（以下、「実施団体」という。）は、以下の内容について実施するものとする。

(1) 産前産後の妊産婦等の支援ニーズに関する実態調査の実施

ア 調査方法等

市町村や県内の関係機関（以下、「市町村等」という。）に協力いただき、出産後の新生児訪問時等に調査票を配布する。市町村等に対する協力依頼及び必要部数の調査等は、県子育て応援課において行うこととする。

<調査対象者及び設問数>

- ① 徳島県内に住民票を有する産後1か月から4か月頃の産婦（里帰り出産を含む）
- ② ①と同居する家族（里帰り中の場合は、里帰り先の同居家族）
- ①②それぞれ1, 300人（組）

設問数は各30問以内とし、対象者の負担軽減のため見やすく、回答しやすいものとなるよう工夫・配慮すること。

イ 調査項目の設定

調査項目は、実施団体において上記①②の調査対象者に関する素案を作成し、県子育て応援課の意見を踏まえ適宜修正等を行うものとする。

<想定される主な調査項目>

- ・妊産婦等の基礎情報（単胎・多胎の有無、出生回数、里帰りの有無、支援の必要性に関する情報、基礎疾患の有無など）
- ・産後ケア事業の活用状況（認知度、利用類型、利便性向上のためのニーズなど）
- ・産前産後に活用した母子保健サービス等
- ・その他、調査目的に合致した有効な回答を導き出せる事項

<設問案の設定にあたって補足事項>

- ・国の指針や施策の動向等に基づくとともに、国の産後ケア事業に関する検討状況等を踏まえた調査及び分析、提案を行うこと。
- ・また、国や他自治体等の公表データやその他実施団体が持つデータ等を十分に活用したうえで、徳島県の実情に応じた課題解決への方策（工夫の在り方等）や効果的な支援策の検討に資する調査を実施すること。
- ・実施団体が業務を実施するに当たっては、県子育て応援課と十分に協議し、内容を決定すること。
- ・調査項目については、徳島県の独自性を活かすために、県内の子育て支援団体にヒアリングのうえ作成すること。なお、子育て支援団体とのヒアリングの場合には県子育て応援課担当者を同席させること。

(参考)

- ・産後ケア事業の利用者の実態に関する調査研究事業（令和2年9月）(https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/ff38becb-bbd1-41f3-a95e-3a22ddac09d8/9a3a4607/20230401_policies_boshihoken_87.pdf)
- ・令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業（産後ケア事業及び産婦健康診査事業等の実施に関する調査研究事業）(https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/cd892ed4-1ec9-4b60-aa2c-ec45d3967729/aced3cec/20231023_policies_kosodatehien_chousa_suishinchosa_r04-01_h32-1.pdf)
- ・令和5年度子ども・子育て支援推進調査研究事業（産後ケア事業の体制整備に関する調査研究事業）(https://www.nri.com/-/media/Corporate/jp/Files/PDF/knowledge/report/mcs/20240410_5_01.pdf?la=ja-JP&hash=49D4BCF7B8CD05C894576F3988392530D2D3B208)（里帰り出産等の実態に関する調査研究事業）(https://www.nri.com/-/media/Corporate/jp/Files/PDF/knowledge/report/mcs/20240410_6_01.pdf?la=ja-JP&hash=476AD238199E91CF1D73F140D4D31DD9213E795F)

ウ 調査票等の作成及び発送

次の項目について、作成すること。

- ・紙媒体の調査票の作成
- ・web上の調査回答フォームの構築
- ・調査協力依頼兼調査説明書（対象者向け）の作成
- ・返信用封筒、配布用封筒の印刷

妊産婦等の状況に応じて回答方法（web回答もしくは記入式）を選択できるように2種類準備するものとする。また、対象者の負担軽減のため、web回答用にQRコードを作成し、例えば、紙媒体の調査票に貼付する等して、配布資料を減らす等の工夫・配慮をすること。

なお、調査票、調査協力依頼兼調査説明書、返信用封筒等の調査書類一式を同封した配布用封筒を市町村等に必要部数郵送する。

(2) 調査票の回収集計・分析

ア 回収したデータ（調査票）の集計

- ・調査の進捗に応じて、令和6年8月中に速報値をとりまとめて提供すること

イ 調査結果の分析

- ・中間報告として令和6年11月15日までに報告すること

(3) 報告書の作成

<報告書に盛り込む内容>

次の項目について、アンケート結果に基づき分析すること。

- ・産後ケア事業の体制整備の充実に向けた検討を行う際の基礎資料に資するよう、産前産後の妊産婦等が抱えるそれぞれの課題、必要な支援、産後ケア事業が継続的に活用されるために必要とされる事項について
- ・また、本調査の対象者には、里帰り出産を経験した妊産婦も含まれることが想定されることから、上記に関連させて県内に住民票をおいて里帰り出産をした妊産婦のニーズや課題等の実態について
- ・同居する家族のニーズや課題、有効な支援策等について
- ・その他、専門性を活かした分析等について

4 参加資格要件

次の全ての要件を満たす法人又は法人以外の団体等であって、受託業務を的確に遂行するに足りる能力を有する者であることを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査を受け、資格を有すると認められた者であること。（申請中の者も可）
※ 資格を有していない場合は、一般競争入札参加資格申請書（この様式については、徳島県ホームページからダウンロードするか、徳島県管財課において配布されているものを使用すること。）に必要書類を添付して、徳島県管財課へ登録を行うこと。（申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合にはこれに応ずるものとする。）資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。
- (3) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者であること。
- (4) 役員に、次の①又は②のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ① 破産者で復権を得ない者
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 次の①から③までのいずれかに該当する者でないこと。
 - ① 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - ③ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第

- 2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とした法人、公序良俗に反する等適當でないと思えられる者ではないこと。

5 企画提案参加の手続き等

(1) 提出場所、問合せ先

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
徳島県こども未来部子育て応援課母子保健担当
電話：088-621-2790
ファクシミリ：088-621-2843
E-mail：kosodateouenka@pref.tokushima.lg.jp

(2) 企画提案参加申込書等の提出方法

- ① 用紙サイズはA4版とする。
- ② 提出書類
ア 企画提案参加申込書(様式1)
イ 公募型プロポーザル参加資格確認書(様式2)
- ③ 提出方法
1部を持参又は郵送(電子メール可)する。
- ④ 提出期限
令和6年5月8日(水)午後5時必着

(3) 質問受付

- ① 質問内容
原則として、業務内容や手続きに関する事項に限るものとし、他の参加者からの企画提案書提出状況や積算に関する内容等の質問は受け付けない。
- ② 質問方法
質問書(様式5)により行うものとし、上記「(1) 提出場所、問合せ先」のメールアドレス宛てに、質問書を送付すること。なお、電子メール送信後には、電話にて着信の確認を行うこと。
- ③ 質問受付期間
令和6年5月1日(水)まで
- ④ 質問に対する回答
質問者に、電子メールにより令和6年5月7日(火)までに回答するとともに、徳島県のホームページに回答を掲載する。

(4) 企画提案書等の提出方法

- ① 用紙サイズはA4版とする。
- ② 提出書類
ア 企画提案書かがみ文(様式3)、企画提案書(様式4)
イ 履歴事項全部証明書
(提出日において発行日から30日以内のもの。写しでも可)
ウ 見積書(任意様式)
エ 直近の決算書又はこれに類する書類

- ③ 提出方法
各 8 部（正本 1 部、副本 7 部）を持参又は郵送する。
- ④ 提出期限
令和 6 年 5 月 22 日（水）午後 5 時必着

6 応募に際しての留意事項

- (1) 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効とする。
 - ア 参加資格、提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
 - イ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - エ 本要項及び仕様に適合しない場合
 - オ 応募者による業務履行が困難であると判断された場合
 - カ その他不正な行為等があったと当担当が認めた場合
- (2) その他
 - ア 企画提案書の作成、提出等応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
 - イ 提出された企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めない。ただし、書類の不足及び不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
 - ウ 選定されなかった企画提案書は、原則返却しない。
 - エ 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に当担当の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
 - オ 提案が選定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定した者であるが、契約手続きを完了するまでは当担当との契約関係を生じるものではない。
 - カ 業務の実施にあたっては、関係各所と十分協議しながら事業を進めるものとする。
 - キ 本要項に定めのない事項で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

7 事業規模（予算）

事業規模：2, 0 1 0 千円以内（消費税及び地方消費税の額を含む）
備品購入は不可であり、原則、リース対応とすること。

8 選定方法等

- (1) 県は、企画提案等の内容について順位を決定するため、委託業務企画提案選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。
- (2) 選定委員会は、企画提案書の内容について審査し、順位を決定するものとする。
- (3) 選定に当たっては、企画提案書の内容についての書面及びヒアリングによる審査を実施する。審査は、提案者によるプレゼンテーションと質疑応答を実施し、選考基準に基づき審査を実施する。
なお、審査の実施日時及び場所はプロポーザルの提案者に別途通知するものとし、これを欠席した場合は、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。
- (4) 審査の観点
 - ① 事業目的、事業内容を十分理解した実施計画となっていること。
 - ② 事業推進の方法、内容等が具体性、専門性、実現性に優れていること。
 - ③ 国の政策動向等を理解し、効果的な課題、データ分析が期待できること。

- ④ 調査票の回収率向上が期待できること。
 - ⑤ 事業を適切に遂行できる実施体制となっていること。
 - ⑥ 事業を適切に遂行するための知識及び経験を有していること。
 - ⑦ 提案内容に対して、妥当な経費が示されていること。
- (5) 選定終了後、30日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

9 公募型プロポーザル参加資格確認書の提出

- (1) 本公募型プロポーザルに参加を希望する場合は、企画提案参加申込書(様式1)提出時に、公募型プロポーザル参加資格確認書(様式2)を提出しなければならない。
- (2) 前項の参加資格確認書を提出せず、又は虚偽の記載をし、若しくは確認書に反することとなったときには、当該者の企画提案書を無効とするものとする。

10 契約締結

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とし、選定委員会で最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、改めて見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、8により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行うこととする。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除する。

11 スケジュール

令和6年4月24日(水)	公募開始
令和6年5月1日(水)	質疑の締切り
令和6年5月8日(水)	参加申込書の提出締切り
令和6年5月22日(水)	企画提案書の提出締切り
令和6年5月下旬(予定)	受託者選定委員会(開催日時等については別途連絡する。) ※提案者はプレゼンテーションを実施
令和6年5月下旬(予定)	選定結果通知 ※選定後、速やかに委託の決定を通知し、契約締結

12 その他

- (1) 本事業の実施に当たっては、本事業公募要領、委託要項、委託契約書、徳島県契約事務規則、他別に定める規程等を遵守すること。
- (2) 最優秀提案者が、提案した日から本契約締結までの期間内に「徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置」を受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないこととする。また契約後に同要綱に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を解除する。